

平成24年 第2回大崎市教育委員会臨時会会議録

1 招集期日	平成24年3月8日(水)	開会 午後1時30分	閉会 午後4時50分	
2 招集場所	大崎市役所 岩出山総合支所 2階 第3会議室			
3 出席委員	委員長	伊東敬一郎	委員 長 職務代行者	小高雄悦
	委員	高橋裕子	委員	戸島潤
	教育長	矢内諭		
4 欠席委員	なし			
5 傍聴者	1名			
6 事務局職員出席者	教育次長	柴原一雄		
	参事	星 豪	参事 兼 文化財課長	宮崎龍治
	教育総務課長	吉田秀男	学校教育課長	山口研二
	生涯学習課長	峯村和久	図書館長	星 利宏
	中央公民館長	佐々木俊一	教育総務課 副参事	鹿野順子
	学校教育課 副参事	千葉光弘	教育総務課 主幹 兼 係長	横山一也
7 書記			教育総務課 主幹 兼 係長	三浦利之
8 協議		1)	大崎市学校教育環境整備指針の策定について	

開 会	
委 員 長	出席委員定数に達しておりますので、平成24年第2回大崎市教育委員会臨時会は成立いたしました。 これから会議を開きます。
会議録署名委員の指名	
委 員 長	本日の会議録署名委員を指名いたします。 戸島委員にお願いいたします。
協 議	
委 員 長	次に、協議事項に入ります。 始めに「大崎市学校教育環境整備指針策定について」を議題といたします。 鹿野副参事より説明願います。
鹿野副参事	<p>それでは2月15日の臨時会、2月24日の定例会に引き続きまして「大崎市学校教育環境整備指針について」の協議をお願いします。 協議資料の21ページをお開きください。21ページにつきましては「第2項通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用」です。 また、第3項については統合関係があり、答申書も一緒に受けているということになりますので、続けて説明します。</p> <p>修正資料につきましては、4ページのNO.22からとなります。22ページをお開きください。将来像につきましては「○学校の地理的状況や通学距離、通学路の安全性が考慮され通学区域が設定されている」、「○児童生徒の教育環境に配慮した学校の指定変更や区域外通学の対応となっている」の2項目を掲げています。</p> <p>「①児童生徒数の推計」について、こちらは「現状」に書いてありますので変更はありません。 23ページに「課題と具体の方策」がありますが、一番目の課題で「小中学校児童生徒」となっていますが、小中学校を取って「児童生徒数推移の把握」と変更しています。</p> <p>次に「②通学区域の設定方針」について、こちらについては変更はありません。 24ページをお開きください。「③学校の指定変更や区域外通学の弾力的運用方針」についてですが、こちらについては21年度から23年度に数値を置き換えています。この「現状」の3行目ですが「中学生25件の23人」となっていますが、「23件の25人」の誤りです。訂正をお願いしたいと思います。</p> <p>次に25ページの「推進手法」です。「前期計画」の2番目です。「隣接校の」となっていたものを「隣接校との」と変更しています。</p> <p>次に27ページをお開きください。修正一覧の資料は4ページのNO.27からです。28ページをお開きください。「将来像」ですが、この将来像の1番目です。「適正規模」という文言を「将来的な標準規模」に訂正しています。こちらは市議会の答申により修正したものです。</p> <p>よって一番目については、「○教育効果を高めるための将来的な標準規模の要件が満たされている。」、「○教育課程における新たな制度が導入されている。」、「○統廃合後の施設が有効に活用されている。」と掲げたものです。</p> <p>「①児童生徒数の推計」についてですが、こちらは第2項と同様ですので変更はありません。</p> <p>29ページをお開きください。「課題と具体の方策」ですが、22年度を23</p>
鹿野副参事	

年度に28年度を29年度に置き換えたものです。こちらは資料121ページを基に市立小中学校の児童生徒数の推移があります。そちらの方から23年度から29年度までを表に改めておりますので、その表に合わせて訂正・修正を加えたものです。課題の中には23年度、29年度増減の数字が置換わっています。

次に29ページの中段ですが「②将来的な標準規模と適正配置の基本方針」ということで「適正規模」を「将来的な標準規模」と改めた項目です。

また、下段の学校それぞれの状況についてですが、23年度の現在の整合性をとっています。12学級以上18学級以下学校の数字または23年度の状況について訂正を加えているという状況です。

次に30ページをお開きください。こちらも課題の項目がありますが、同じように「将来的な標準規模」に改めたものです。また、審議会の答申によりまして一学年の学級数ですが、35人で推計ということで、こちらの方に記載しているものです。

また、122ページの方にいきますと、資料の方ですが推計表も新たに加えています。後ほど資料の所でまた話をしたいと思います。

また、「③前期・後期の統廃合計画」についてですが、こちら文中の「(案)」を削除しました。また、文中につきましては23年度に改めたということで若干の学校のクラス数の変更があります。

次に31ページです。「具体の方策」の中で「適正規模」のみの変更です。

次に33ページをお開きください。33ページの「推進手法の考え方」ということですが、こちらにつきましては、先ほどもお話ししましたように、121ページの児童生徒の推計表により文言が訂正される部分がありますので、そちらを改めたというところです。同様に38ページまで、それぞれの小学校、中学校の状況を訂正しているところです。

例えば33ページの一つの例を挙げますと、真山小学校につきましては一度複式学級が解消される状況で基本原案の推計がありましたが、今回につきましては解消はないという形で推計が計られたことから、複式学級の部分については触れず、人数の増という部分だけで表現をしています。以下そのような形でまとめております。

38ページをお開きください。38ページのところまでは、このような形で全ての文言を二重線の部分については現状に合わせて訂正しているということで、以上、第1項と第3項については、そのような修正を加えたところです。

以上、ご協議よろしくお願ひいたします。

教 育 長

過般の教育委員会では、「第1項 幼稚園教育の方向性と民間活用の拡大」というところまでで精一杯でございました。今日、第2項以降協議を進めていくわけでありませう。

確認をいたします。検討項目に「通学区域の設定と区域外通学の弾力的運用」、検討項目「第3項 教育施設再編の必要性と統廃合の推進」につきまして、審議会の方から整備指針についてということをお答申の中で、ここのところについては、通学区域と統廃合は相関関係があることから意見をまとめて述べると、引き続いて学級数基準については、基準を定める必要性は理解できるが、適正規模、適正配置基準の文言は、将来的な標準規模などに改め、具体の学級数は将来的、全学年1学級35人を見据えて推計し、小学校では12学級、中学校では9学級以上が望ましい規模とされています。また、統廃合については、地域住民への十分な説明のもと、前期・後期に分け複式学級の解消から着手し、次に、将来的な学級基準を基に、地域によってよりよい方向性を考えていただいたという答申があったわけですね。それを基にして、今、担当副参事の方から、これを柱としながら、その他の文言も修正であることについて話があったわけですね。

この審議会からの答申に基づいて、先ほどお話ししたように項目2、3をまとめて協議するという事は既に了解済みのことでもあります。

委 員 長

それでは、これから協議に入ります。

項目2, 3は相関関係にあるということですから、この部分はどこから入って
いってもよろしいかと思えます。
ご意見, ご質問いただきたいと思えます。

戸島委員

この部分が審議会の方での答申でも一番大きな部分だと思うのですが、適正規模、適正配置基準を将来的な標準規模に改めるという提案がなされているわけなんですけど、なぜそういう議論になったかという経緯を確認の為にお話していただければと思います。

鹿野副参事

この適正規模という言葉につきまして、適正規模という反対の言葉だと不適切とか適正ではないのかという捉え方をすると。それで今後、後期計画におきますと、やはりほとんどの規模を中心にした形での統廃合の話が全市的に行われてくるので、やはりこれは適正か適正ではないのかというよりも、標準はどこに大崎市として置いてるのかという形で議論を進めていくべきではないのかというような意見が出まして、このような形で適正規模を将来的な標準規模と改めた方がいいという御意見をいただいたということです。

教育長

よろしいですか。大崎市としての標準規模に加えて、その時点、時点で将来を見通しながらいくので、それが入ったということです。

委員長

他に質疑はありませんか。

小高委員

第2項の「将来像」の2つ目の「区域外通学の対応となっている」という言葉が、「対応されている」とかの言葉の方が分かりやすいと思うのですが、その辺どうですか。

教育長

一番目のところでは、いわゆる通学区域というものが設定されていますと、この通学区域とは、分かりやすく言えば非常に弾力的なものですと、その児童生徒にとって最も教育環境として相応しい通学区域というか、それに伴う指定変更とかができますと言っているわけなんです。それをきちんと分かりやすく表現してほしいということですか。

小高委員

対応という言葉より、配慮されているの方が理解できるのではないのでしょうか。

教育長

私も内容を理解しているだけに通過してしまいましたが、今、小高委員がご指摘のように、この言葉だけから理解すると、なかなか理解は苦しいなと思えました。そのため、適切な表現があれば改めたいと思えます。

例えば、「対応となっている」という表現よりは、「教育環境に配慮した通学区域変更や区域の指定変更」でいいのではとか、そういうことを言っているわけです。

委員長

指定変更と区域外通学とはすっかり重なるのか、いやそうでない部分があるのか。

学校教育課長

基本的には通学区域と学区は決められるので、市内の中で指定された学校ではなくて変わりたいというのは指定変更です。区域外通学というのはよその自治体とのやり取りです。

例えば、加美町の小学校に通うべき子どもが大崎市内の小学校に通いたいという時に、教育委員会同士で協議を行い変更が認められるという形になります。

教育長

今のように他の自治体への通学を認めるものを区域外通学、そして市内の小中

学校の場合は指定変更というところをきちんと区別しなくてはならないです。それを踏まえたうえで、本論に戻しましょう。
「指定変更や区域外通学となっている」他に意見ありませんか。

生涯学習課長 要するに、学校の指定変更と区域外通学がどうなっているのかということだと思っ
たんです。
これを作成したのは、前任の私なんですけど、逆から言ってみると、例えば一例なんです
けど、「学校の指定変更や区域外通学が児童生徒の教育環境に配慮されている」は
どうでしょうか。これは原案を作成したときの経験で、文章表現がしっくりこ
ないときは、文中の前後を入れ替えてみると、よくなる場合があるかと思っ
ます。

教 育 長 学校教育課長。区域外通学で他自治体と協議するわけですね。同市から加美町
に行くとしたら。これまでの協議で整わないという事例がありますか。

学校教育課長 私の覚えているところではありません。

教 育 長 ないということです。

教 育 長 鹿野副参事。確認のため、まとめて話してください。

鹿野副参事 「学校の指定変更や区域外通学が児童生徒の教育環境に配慮されている」と訂
正したいと思います。

委 員 長 次にいきます。

戸 島 委 員 25ページなんですけど、区域外通学の話が出たので、これも文言のことです
けど、「推進手法」の「後期計画」のところに「指定変更と区域外通学につい
ては」と書いてあります。ここまで読むと何の指定変更だろうと分からないので、
文章に「学校」と付け加えた方がいいのではないのでしょうか。

鹿野副参事 はい。第2項の「推進手法」、「後期計画」の「指定変更と区域外通学につい
ては」の文章に「学校」という文言を加えます。

高 橋 委 員 聞き逃しているかもしれませんが、36ページ、原案の方では122ページ
の下伊場野小学校の生徒数ですが、25年度から30人台で推移すると原案では記
載してありますが、協議用では20人台で推移しています。何か変化があったの
かお聞きします。

鹿野副参事 121ページをお開きください。22年度の5月1日現在の資料です。基本原
案の場合は125ページです。今回の協議用については121ページになりま
す。大崎市立小学校・中学校児童数、生徒数の推計ですが、最新の物に置き換
えています。そうしますと、下伊場野小学校は16番にありまして、これまで
は、22年度は25名から始まり、28年は33名ということで増加傾向にありま
した。それが今回については23年度の推計からは23年度が29名から始まり
まして、26名が2年間、そして27年からまた減少するという形で23名、22
名、22名と推計が変わってきております。そのため、全て現状の表に合わせ
ながらということで、文言を変更させているという状況にあります。

教 育 長 いわゆる基礎資料を23年度から追っていったということで、最新のものを採
用した方がいいということで23年度以降に切り替えた。そこで30人台ではな
くなったということです。

委 員 長 他に質疑はありますか。

戸 島 委 員 先ほどの将来的な標準規模の表現に戻りますが、適正配置という言葉が残って

いますが、それは意図的に残しているんですか。例えば31ページの課題の一番上に「大崎市立小・中学校における適正配置基準と考え方」と「具体の方策」の①のところにも適正配置基準とありますが、意図的に残しているんですか。

鹿野副参事

こちらの標準規模と改めたものは、大崎市としては、小学校は「12学級以上から18学級が」に学級等のものについて全て変更したという形にしています。それなので適正配置という形であれば、そこまで配置の部分まで訂正は加えなかったという状況です。

戸島委員

この指針からの意見として適正規模、適正配置基準の文言は将来的な標準規模に改めたい、適正配置基準という文言には含まれていないと考えていいわけでしょうか。

鹿野副参事

はい。

教育長

取り方かもしれませんが、審議会の答申では適正規模・適正配置基準を将来的な標準規模に改めた方がいいのではないかとこの事です。

この31ページの「具体の方策」の①では、適正配置基準と考え方は文章の中では適正規模から将来的な標準規模と言い換えてある。

戸島委員

逆にいうと適正配置基準を将来的な標準規模に改めたというところは、どの箇所にあるのですか。この指針がどこを指しているのか。

鹿野副参事

配置基準で改めているものはありません。

戸島委員

では、適正配置基準の文言は、この指針で何を示しているのですか。

小高委員

答申書の文章を見ると、学級数と人数だけを言っているもので、それについて希望の方に大きくしてきたという理解で、必ずしも配置の方までは、標準配置とは分からない言葉なので、配置は良いのか悪いのか判断はあるわけで、そういった意味で使い分けたと理解してきたのですが、そういうわけでもなかったのですか。

委員長

原点に戻って、「学級数基準」については、「将来的な標準規模」などに改め、それから「具体の方策」で学級数は将来的に全学年1学級35人に見据えて集計し、学級数は小学校何人・中学校何人といっているわけです。第3項の31ページのところ以外でもこういうところありますか。

教育長

特に問題になったのは学級の規模です。それが適正ということは何なんだということ。先ほども副参事に話しましたが、適性でなければ不適性だということになる。規模について議論になる配置については、特に問題にならずに適正配置だということなんです。

戸島委員

審議会の答申の中に適正配置というものが入ったということは、どういう意味だったのかが分からない。規模の事の話をしているのは分かるのですが、審議会の答申の中に適正配置基準が入っていたのはどういう意図で入っていたのですか。

教育長

要するに、統廃合が必要なのは適正配置、統廃合が必要でないところも、それはそのままあって適性配置だと。後期には適正配置に努めるという考えだと思うのです。

戸島委員

分かりました答申を無視した訳ではないということですか。それを確認でき

ば問題はないです。

修正を重ねた結果いろいろな言葉が使われているように私には思えます。適正配置基準だと整合性がある文章になると思いますが、その一部を将来的な標準規模に換えたということで、少し分りにくくなっているところがあると思います。

例えば31ページの一番上の所に「適正配置基準と考え方」の下に「標準学級数未満の学校の検討」とありますが、標準学級数未満という言葉ですが、例えば次の「具体の方策」では、学級数基準未満と書いてあります。これは、同じことを言っています。標準学級数と学級数基準というのは、だから標準学級数と書いてあるのは標準学級数に統一すると同じ意味を表しているのならば言葉は換えた方がいいと思いました。

教 育 長

答申で適正規模、適正配置基準の文言を言っているのは全てを指しているのではないと取ったわけです。

鹿 野 副 参 事

今、31ページの2段目の標準学級数未満のような表現が、他のところでは全て学級数基準という表現になっていると思います。それで、30ページの「具体の方策」の中でも大崎市の方針の具体の中で学級数基準で全て表現されているという状況です。ここ一箇所だけが31ページの2段目が標準学級数未満という文言になっています。今、見ますと31ページの①の将来的な標準規模の学級数基準数と全て学級基準数になっているので統一性を持つべきと考えているところです。

教 育 長

確かに、私たちはここまで標準学級数とか学級数未満を分けて定義付けしてきたわけではないです。その後、こういう表現になってしまっている。それに引きつられてしまっているので、標準学級とは何かと改めて定義付けを考えているところです。標準学級数未満と統一することによりご理解をさせていただきたいと思います。

委 員 長

30ページの「具体の方策」では、学級数基準と言っています。31ページの上段では、標準が入ってきて、これは学級数基準未満となります。全部そうです。

戸 島 委 員

言葉で言うと標準、基準というのは同じ言葉の意味を表します。標準規模の学級数基準というのは少し変です。将来的な標準規模の学級数基準を活かすのであれば全体的な文章もそれに合わせて換えていった方がいいと思います。

教 育 長

それでは、31ページの「具体の方策」の所で言えば学級数基準未満でなく、その頭に「将来的な」が入ったものに統一したらと思います。

戸 島 委 員

将来的な標準規模というのが入るのか、もしくは学級数基準だけかということになります。

教 育 長

私達は特に標準学級数未満と学級数基準を分けて議論をした経験はないです。基本的には学級数基準。こういう考え方は、今、たまたまご指摘いただき、標準語を取るのが適切かと思えます。

小 高 委 員

30ページの「課題」の上の方に将来的な標準規模の学級数基準とここで載せています。やはり学級数基準で統一した方がいいと思います。

教 育 長

30ページの1行目で将来的な標準規模のと言っているから、後は全部、学級数基準というのは将来的な標準規模のが入ってないということで訂正しましょう。

教 育 長

それでは、次に出てくるのが31ページの「具体の方策」①の所の説明してい

る所で大崎市の「適正規模」を取って「将来的な標準規模」のと改めて言ってます。学級基準を将来的な目標値としてということになります。そうすると大崎市の学級基準というのは将来的な標準規模です。取ってしまっても十分説明できると思います。ここで改めて将来的な目標値という必要があるか。

戸島委員

「基準を目標とし」くらいがいいのではないですか。

教育長

先ほど意思統一した30ページの頭のところで、大崎市の学級数基準というのは将来的な標準規模ということからすると「大崎市の学級数基準を目標値とし」とすれば分かりやすいのではないですか。

戸島委員

そうです。

教育長

そうすると①で言っている「市立小中学校における適正配置基準と考え方」というのは「大崎市の学級基準を目標値としている」ということで、先ほど鹿野副参事が言ったようにこの所も適正配置基準というのは、換えなくてもいいのではないか。それでよろしいですか。

教育長

鹿島台第二小学校の入学生が来年が2名になると学級数は変わらないです。しかし、25年度に入学生が6名になった時は学級数は一桁になります。これは、予定ですが、鹿島台第二小学校の子ども達が鹿島台第一小学校に通う。こういう児童が5名います。今、そういう状況になっている。スクールバスは使えないので、保護者の方が対応することになります。

今年度は、入学生が2、3名でも、25年度の新入生が2名プラス5名だと複式学級になる。来年次第です。

121ページから122ページの数字は若干、変動があることが考えられます。

委員長

これにつきましては、デリケートな例ではありますが調査を始めた時からの前室長で生涯学習課長の峯村さんをご存知だと思うんですが、今、在住している所の小学校に行くかということなんです。大きなずれが出てきますし、地域性もあります。言い方は妥当ではないと思います。来るべき時期が来て蓋を開けないと分からないというものがあります。

そういう事を考えていくと、ある程度、把握できるところは別としても、現在の数で読んでいかざるを得ないという現状があります。

鹿島台第二小学校から鹿島台第一小学校に行くことが予定されています。

教育長

文言によって、いろいろなとられ方をしてはいけません。

その他の所では、検討委員会・庁内調整会議を踏まえて出した原案を基に諮問して審議会から答申が出されてきているわけで、前期・後期と分けた方がいいとか複式学級から着手していくべきだとか、地域にとってよりよい方向性を考えていけということは十分配慮されているのだと考えます。もし、そういう所で何か触れるような所があれば、きちんと話し合いをしなければならないと思います。

高橋委員

統廃合については、引き続き住民への十分な説明が必要とありますが、鹿野副参事さんとか一生懸命に説明に行かれてますが、最後まで納得していただけないという場合でも統廃合になりますか。

教育長

ここは、皆で考えていかないといけない所です。

今、現時点では、一生懸命にご理解に努めているということです。たればということとは、私どもは今のところ考えていない。とにかく誠心誠意、ご説明を申し上げて複式学級の改修に努めて統廃合をお願いしたいということです。最終的な判断は教育委員の議決によるということになると思います。

鹿野副参事

先ほど、高橋委員が言ったように、各地域、前期計画で今、複式だということで統廃合を推進するという形で載せられている前期計画の二つについてお話し合いをしていることは委員さん方には逐一ご説明をしているところです。
そこでですが、今は基本原案であって、今回指針という形で提案とするというところが一番大きなところがあると思います。

私どもは、提案となれば、それを元に地域の方々にもきちんと説明をしていかなければいけないという形ですので、協議指針となるうえで皆さんの方へきちんとした説明ができる状況でお話し合いをした、協議をしたという経過が大変必要になるのかなと考えているところです。

委員 長

委員会の話し合いの方向性はこうあるべきであると副参事からお示しをいただきました。

副参事が言うのは、進めていく上で話し合いは大前提だと。答申の中でも言っているように地域住民への十分な説明ということは、裏を返せば理解ということと表裏一体、これをまず、なくして努力しなさいということだと思います。

これは、統廃合にのみならず全てだと思います。どんどん出すべき指針、出される指針というものは、そうしなければならないものだと言委員さん皆さん確認しているところだと思います。

いうまでもなく第2項・第3項というのは市民の方々、特に前期でまとめようとしている指針の中に入ってくる地域の方々にとっては非常に切実なデリケートな地域の問題でも課題でもあるわけです。

教 育 長

第2項、第3項をお認めいただいて進められるのならば、最終的にはいずれ統廃合につきましては急がれる課題でもあります。教育委員の全ての方に地域で説明をする際にご臨席していただくということも必要になってくると思います。

委 員 長

では、教育長からお話がありました第2項・第3項についてなければ、この段階で認める。最後までいって、全体的にもう一回見直しをかけて、そこできちんと指針として教育委員会の意思とする。それを今度、実行していく段階のことを教育長から発言があったわけですから、その時は必要に応じて積極的に教育委員会の委員として対応は当然していかなくてはならないと思います。

それでは、第2項、第3項はこの段階で認めるということで、次にいってよろしいですか。

(「意義なし」の声あり)

鹿野副参事

では、第4項の教育現場への人的支援体制の充実について説明いたします。協議資料4 1ページ、修正資料については5ページの50番からとなっています。

4 2ページをお開きください、「将来像」については、このように3本あります。「○教員補助員をはじめとする人的配置率が向上し、きめ細やかな指導が図られている。」、「○相談業務における人的体制と事業内容の整備が図られている。」、「○ALTの活用と外国人子女への対応が図られている。」この3つです。

「①教員補助員」についてですが、下から5行目のところに平成23年度の状況の配置率を加えたところです。ただ、これに資料として、こちらの方でみて107件の申請に対して83件ということで、配置率は78パーセントということで下がっている状況です。なので、いただいた資料について再確認したいと思っています。

また次に43ページです。「課題と具体的方策」につきまして、課題のところに項目がありませんでしたので、項目を加えています。

また、審議会からの答申についてですが、答申内容が、これまでも教員補助員の配置については、充実している現状があるけれど、これからも学校現場のニーズを把握することを前提によりよい教育環境を維持していただきたいという旨がありました。

そこで「具体的方策」の中に、「それ以降も学校現場のニーズ把握と要望を踏

まえて」ということで、この文言を加えたというところでは。

「②図書館補助員」につきましては、「現状」に平成23年度分の22人ということで23年度の状況を加えたところでは。

次に44ページになりますが、「③スクールカウンセラー」、「④子どもと親の相談員・生徒指導推進協力員」についてです。③については、変更はありません。④についてですが、45ページの真ん中の「課題と具体的方策」ですが、こちらの方に「相談体制の充実」というように項目を加えまして、また、「子どもたち児童生徒」となっていたものを「子どもたち」を取ったということです。

それから「⑤スクールソーシャルワーカー」について、次ページにかかる形です。46ページですが、このソーシャルワーカーの配置についてです。これは、22年度の分が載っていましたので、23年度の配置先学校を掲載したというところでは。

次に「課題と具体的方策」ですが、こちらも項目を加えたというところでは。

次に「⑥外国語指導助手」についてですが、22年度と表に表して、数字について確認中ということですが、こちら全て現在は数字は置き換えております。こちらにつきましては、一番下の小学校では、1,908時間が1,886時間になっていまして、また公立幼稚園では、447時間が375時間となっているものを全て内容についても置き換えているということです。

また「⑦外国人子女への学習・生活指導者」についてですが、こちら23年度の数字に置き換えているということです。

次に48ページ、49ページですが、こちらについては変更はございません。以上、第4項についての説明を終わります。

委員長

質疑、ご意見ありませんか。

小高委員

45ページの「課題と具体的方策」で「子どもたち」の文言を削ったということですが、支援する子どもたちとは、幼稚園と小中学校の子どもたちのことをいうと思うんですが、46ページの方も「子どもたち」という文言を使っているんですが、こちらも子どもたちから、学校を対象とする児童生徒に換えることになりますか。

鹿野副参事

はい、訂正ができていなかったと思います。

教育長

「⑤スクールソーシャルワーカー」は幼稚園には配置しないので、46ページの「相談体制の充実」のところは、「子どもたち」の文言を「児童生徒」に変更するということですか。

鹿野副参事

「児童生徒」に変更でよろしいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

学校教育課長

43ページの上段の「課題と具体的方策」のところから3行目から緊急雇用創出事業は平成23年度で終了するかとありますが、この原案を作成した時点では、その予定だったんですが、国の方で少し伸ばすということが出てきまして、24年度は、今と同じままで継続するということが決まっておりますので、43ページのこの辺の表現が合わないと思います。

それから、市の事業で行っている教員補助と緊急雇用創出事業での教員補助と2種類あるということが、この文言から読み取れない。読んでいきますと緊急雇用の教員補助の方が無くなるのか、その為の何か方策を考えているのかとしか読めないで、市の方がずっと残っているということが何処かにないと現実と合っていないと思います。

委員長

学校教育課長が言っていることを私も感じていました。教員補助という大きく

区切った教員補助というのは、古川市時代から置かれていました。市単独事業でもあるんです。これは、誇るべきことでもあり、どんどん増やしていくべきで、その教員補助はいろいろな形に今度、区分けされてきているのです。図書館補助員など他いろいろな形に。市としては、より充実をさせていくということを私は言うべきだと思います。そして、これまで行ってきたことをこれからも行っていくということを。委員会の決意表明です。そして、更に国の制度を活用していくことが必要なのかと思います。

教 育 長 これは、学校教育課長の山口課長の指摘のとおりなので、私たちの内部での訂正が不十分でしたので、次回まで整理して協議に出したいと思います。

委 員 長 他に質疑はありませんか。

小 高 委 員 48ページに「定数加配教員」とありますが、注釈が必要ではないか。

鹿 野 副 参 事 はい、分かりました。

委 員 長 加配教員という言葉を使った方がいいか、今、小高委員がおっしゃったように、何かないか。後で提案して下さい。

委 員 長 それでは、第4項目はこれで終わります。

鹿 野 副 参 事 それでは、協議用の資料51ページからになります。修正につきましては、6ページのNO.59からになります。

協議用の52ページをお開きください。「第5項 適正なスクールバスの運行」についてです。こちらは「将来像」を「〇市全域の統一したスクールバス運行基準のもとに、安全で安心な通園・通学が確保されている」と掲げています。スクールバスの運行を取り巻く現状についてですが、原案の時には中段以降にありますが、それぞれの課題ごとに検討を進めていくこととするとしておりましたが、23年度の6月に「大崎市スクールバス運行等庁内検討委員会」を立ち上げています。その立ち上げている結果を検討委員会の検討結果という形でまとめて載せたというところです。

次に53ページになります。「①運行基準に係る統一性の確保」ですが、こちらについては、一部の文言を「努めている」というところを訂正しました。

次に54ページになりますが、「②保護者負担の妥当性」、55ページ「③運行路線の再構築」などについては変更はありません。「④遠距離通学費補助金の拡充」について56ページにかかりますが、こちらについても変更はありません。

ただ、中段以降の22年度の実績を23年度の実績に数字を置き換えております。

次に57ページの部分ですが、「推進手法」についても変更はありません。以上です。

戸 島 委 員 庁内検討委員会の結果がここに載っているわけなんですけど、ほとんど同じ内容だと思うのですが、一つ運行基準について庁内検討委員会では運行基準に満たない児童生徒の乗車は認めない。気候等の特殊事情がある場合は認める。となった理由などはあるんですか。

横 山 係 長 スクールバスの検討委員会につきましては、この部分で基本原案で相違があっ

てもよろしいかどうかという事から検討を始めまして、必ずしも、この基本原案の内容に捉われることなく、スクールバス検討委員会の中で検討していくことで、まず検討が始められました。それで、基本原案の中身につきましては、例えば、自宅前を通過するスクールバスについては、乗車定員に余裕があれば乗せることは可能ではないかという提案でしたが、スクールバスの検討委員会の方では、基本的にバスについて、一つの路線について毎年同じ大きさのバスが予定されているという前提に立って検討はしないと、あくまでも通学コースに何人のお子さんがバスに乗るのかということ調査した上で、その人数に最も近いバスを手配するんだということから、いつまでも同じ大きさのバスが用意できないので、地域の方々も乗車定員に余裕があるんじゃないと言われて乗せると、いつまでも切りがないような話になりますので、基本としては通学距離に応じて乗車の可否を決定するという事です。

例えば、お子さまに何らかの障害等があつて、学校長が必要と認める時にはお認めはしますが、距離的な部分については、スクールバスの検討委員会の中では乗車定員というものを前提にされないで距離の基準で乗車の可否を決定していった方は良いという判断がございます。

戸 島 委 員

はい、分かりました。であれば指針の中の53ページの「具体の方策」の文言を換えた方がいいのではと私は思うのですが。「乗車定員に余裕があれば乗車させることも可能とする。」とは指針には、書かない方がよいのではないかと思います。具体的には校長の判断でしょうが、「児童生徒の特殊事情を考慮し、弾力的な運行計画も策定する」と次に書いてあるので、前の部分は整合性を持たせた方が良くと思います。

例えば、「具体の方策」のところを「運行基準に満たない通学距離の児童生徒については、児童生徒の特殊事情を考慮し、弾力的な運行計画も策定する」というような感じで良いのではないか。

教 育 長

はい、戸島委員から指摘がありましたように53ページの下の方の2行を合わせて書き直せるのではないかなと思いました。弾力的な運行計画とありますが、あまり弾力と使わない方がいいのではないかと思います。ここの文章をもう一度、検討をお願いします。

委 員 長

他に質疑はありませんか。無ければ次に進みます。

鹿 野 副 参 事

それでは、協議用資料59ページからになります。「第6項 幼稚園・小学校・中学校の連携」でございます。修正表は6ページの4番からになっております。

60ページをお開きください。「将来像」を「○「小1プロブレム」や「中1ギャップ」の教育問題解決に向けて、幼稚園・小学校・中学校の連携が図られている。」と掲げてあります。

「①園児・児童の交流事業実施」についてですが、こちらにつきましては、下段に「このようなことから」ということで、平成20年の実績について表として載せています。こちらの調査表の実績の方にはカットしたいと考えています。

62ページを挟んで63ページをお開きください。63ページの方では「課題と具体の方策」と載っています。こちらの方の課題の中で、この表の部分で文言についてまとめたいとしたところです。

市内小学校と幼稚園及び保育園の交流事業の状況を調査したところ、という形にしまして、その内容について載せながら、こちらの方を課題としながら整理をしたというところです。

また「具体の方策」ですが、これは答申書の中で幼稚園、小学校、中学校の連携につきましては、保護者やそれぞれの学校側が必要としている連携を図ることを基本に取り組みされたいという答申をいただいていることから、こちらのそれぞれの学校が必要としている連携を加えたというところです。

鹿 野 副 参 事

次に、64ページになります。「②教育課程の連携（幼稚園等・小学校）」、

「③教育課程の連携（小学校・中学校）」ですが、前段が幼稚園と小学校、後段が小学校と中学校こちらについてになります。65ページのところで「現状」の真ん中の部分で、「さらにということで市内小学校と中学校の連携事業については」ということで、これについては、65ページの表の部分はこの2行にまとめたとこです。「PTAや児童生徒の直接交流は数えられるほどで、小・中連絡会議等の職員交流が主に行われている現状である。」とまとめたとこです。

次に67ページになります。「④教職員の情報交換と課題研究」です。こちらについては、文字を1字換えたというところだけで変更はありません。

次に68ページになります。こちらにつきましては、「推進手法」の事業計画についてですが、後期計画の部分に「教科担任制の導入を検討する。」とこれまでなっていましたので、「小学校における」という文言を加えたというところ

す。以上で説明を終わります。

委員長 質疑、ご意見ございませんか。

教育長 私もこの職についてから、いろいろな勉強をさせていただきました。68ページの注釈で小1プロブレム、中1ギャップ。この2つについては初めて分かったことです。先ほどの加配の場合も同じで、このようにして説明した方がいいかなと星参事と話をしました。

戸島委員 この文言は誰が考えたんですか。

鹿野副参事 お手本になる標準的な物があったので、それを引用しました。

委員長 小1と中1の頃の2つの問題を挙げています。これは確かに抜き出た課題であるけれど、これだけでない課題の狭間に、例えば小学校5年の問題にスクールカウンセラーを6年生では遅いんだというような話ですが、今出ています。すると2つが決定版できているんです。逃げになってしまいますが、「中1ギャップなどの」としたらどうでしょう。

千葉副参事 ただ現実問題として中1ギャップは中学1年頃からみられる。不登校の児童生徒も横ばい状態ですが、今、言われたように小学校の不登校、6年生になってから中学1年生になってから急に始まるというわけでもなくて、やはり学年、学年によってそういう生徒がぽつぽつみられますので、小1・中1だけではない問題と捉えております。

学校教育課長 63ページですが、一番下の課題ですが園児と児童の交流事業推進策のところ

で全体的に変かなと思います。公立幼稚園は大体行っているけど私立幼稚園は複数の小学校区から入園しており行っていないと書いてあります。でも、よく考えると保育所、保育園も小学校区は複数あるのに7割行っているという時に、その理由がおかしいのではないかと、この為という設定が違っているのかと思うところ

です。

中段の「こともあり、あまり実施されていない」と書きたかったのかもしれない「実施されていない」という表現がありますし、「あまり」とか曖昧な表現もあって、下では「約3割」という具体的な表現もしているので、全般的に見直す必要があるかと私の主たる意見としては、その理由が複数の小学校だからというのはおかしいと。幼稚園は少ないんだけど保育所は7割行っているという事実からすると、ちょっと根拠が薄いではないかと思えます。

教育長 「課題と具体的方策」の表現で提案できませんか。保育所の方が交流事業がやりやすいというのは何なんでしょう。

学校教育課長 考察を加えないで事実だけを述べるでいいのではないのでしょうか。私立幼稚園

で交流しているのは7園で、交流がない幼稚園は6園で保育園では10園あるという事実だけでよいのではないかと思います。

教 育 長

今、学校教育課課長からご指摘のあった課題部分ですが、63ページの一番上の市内小中学校・幼稚園・保育園での交流事業の状況を調査したところ、必ずしも全体として多いと言えないので、今後、交流を活発にする事が必要であるということでしょうか。

「具体の方策」では、きちんと状況を説明して進めようとしているわけです。

私も度々、校長会議で保育園・幼稚園・小学校・中学校が交流するように先生方がその実態をみてほしいという話をしているところです。

戸 島 委 員

幼稚園と小学校の交流で、体験入学があります。来年2年生になる児童が幼稚園の子どもを招いて、いろいろ交流などを行います。それは先生方にすごくありがたいと言われています。先ほどの加配の話もそうですが、「この子は大変なのでこのような対策をした方よい」とか「このクラスはこういう面は優れているがこういう部分は問題があるので来年に向けてこういう部分を課題したほうがよい」という交流というのは実際、公立幼稚園と小学校、特に私が関わっているような同じ幼稚園の子どもがほとんど全員が同じ小学校に行くという場合は行われているんです。

私立幼稚園が多い古川地区では、体験入学がないままに、小学校に入って児童が揃ってみてから、こういう子どもだったのかと考えるとすごく大変なことだと思います。

確認なんです。68ページの「推進手法」の子育てステップ学級を開催すると書いてありますが、これは体験入学みたいに小学校で行うものかなと私は理解していたのですが、どちらでしょうか。幼稚園・保育所で実施するのか、それとも小学校で招いて行うのか教えていただきたいのですが。

鹿 野 副 参 事

そちらは、中間報告会で地区懇談会で行っている時に保護者さんから子育てに関する心配事もいろいろあるので、子育てステップ学級を保護者さん向けに行ってほしいという意見を元に取り入れたという内容で把握しています。

戸 島 委 員

あくまでも保護者対象ということですか。

生涯学習課長

これは、子育てステップ学級となっていますが、例えば家庭教育学級の的なもので、これまで古川地域で取組まれてきた経緯があります。生涯学習の方でも社会教育指導員に23年度に1年掛けて各学校を周っていただいて、幼稚園の園長先生と校長先生が兼務している所は一番やりやすいですが、そうではない所もありますので各学校の校長先生に協力をいただいて、学校に入ってくる子ども達のことを親の為に、是非、基幹公民館・地区公民館と連携を取って、そういった内容のものを開いてくださいと過般の公民館館長会議で話したところです。

ただ教育長とも話をしたんですが、そういう機会に話を聞いてほしい保護者が出てこないということで、その方策を含め24年度に向けて検討することになっております。

委 員 長

家庭教育学級と言うのは、段々下火になっています。以前も10年前までは盛んに行われていて、幼稚園から中学校までありましたが姿を消してしまったという状況です。今は子育てステップ学級という形で行っているようですが、子ども達ではなく保護者を対象にするというのは、ここでは大切のような気がします。

教 育 長

確かに今、峯村課長に家庭教育学級を23年度は行った。22年度までの実績はきちんと把握していないんですけど、今、教育委員長の話ですと教育委員長が活躍された時代と比べると家庭教育学級が全体的に減退しています。峯村課長からお話を聞いたように家庭教育学級の本来の目指したものが今はそうではなくなったということがあります。

教 育 長

放任の親・過保護の親、いろいろバラエティに富んできて、本来そういうバラ

エティに富んできている親にいろいろ聞いていただきたいとか考えていただきたいのが家庭教育学級を勧めたわけでもあります。もう、そういうのに耳を傾ける人達はいなくなったのです。

私は昨日の講習会に出たのですが、だんだん虚しくなるような状況ですので、何か小学校入学に向けた子育てステップ学級と内容をきちんとやると親御さん達も来てくれると思います。まず、とにかく小学校入学が親にとっての一番の喜びだと思いますので、子ども達をなんとかみんなで保育所・幼稚園・小学校・生涯学習も知恵を絞って感化していったらいいなと思うんです。

これが、2年生・3年生学級になると授業参観と同じで、教室の後ろで世間話が始まってどうにもなくなるといった状況もあります。まず最初は何処までやれるかやってみることだと思います。

委員 長 今、教育長からお話があったこともこの中に盛り込むか、学校教育環境と言っているが、生涯学習の領域も含んでおります。

委員 長 では、確認いたしますが、先ほどの「など」はお認めいただけるでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 では、次に入ります。

鹿野副参事 それでは、第7項69ページとなります。修正資料については7ページNO.71からとなります。70ページをお開きください。「将来像」については「○学校給食基本構想・基本計画に基づく施設設備が計画的に行われている。」、「○学校給食における安全な食材の確保、地産地消と食育の推進が図られている。」の2本です。2番目ですが「安全な食材の確保」と文言を加えています。

こちらにつきましては、審議会の方から学校給食における地産地消については安全な食材であることが前提であることを明記したうえで、地場産食材の利用促進を行う旨を文言に形成されたいと言う事がありましたので、こちらを載せたということです。

次に①ですが、学校給食基本構想・基本計画に基づくセンター方式の計画的な施設設備の推進です。こちらについて、平成21年3月に作成された学校給食基本構想の概要を掲載をしていくというところです。

また、71ページの方ですが、「現状」の下の方で「また、東日本大震災による福島第一原発の放射能汚染が問題視されており、より安全な食材の確保が求められる。」という文言を加えたというところです。

次に72ページです。72ページにつきましては、幼稚園の状況です。鳴子幼稚園の牛乳による補色給食の部分ですが、そこから続けて「平成24年4月から休園し、川渡幼稚園に統合になることから」ということで鳴子幼稚園の現状を入れたところです。

また、表ですが、平成23年5月1日現在から平成29年度の推計ということで、これも年次を変更しています。また、数字も内容によって変えているところです。

また、同じく72ページですが、「課題と具体の方策」の部分の2番目ですが、「具体の方策」の中で「鳴子幼稚園休園による幼稚園の統合で」ということで、この部分も変更を加えているところです。

次に73ページになります。こちらも年次を変更し数値の主な変更点を置き換えたところです。

次に74ページになります。Cエリアですが、こちらも年次を変えているところです。Dエリアについても同じく変更を加えているところです。

Eエリアでも同様に変更を加えているというところです。Fエリアの現状の部分、77ページの中段の部分になりますが、こちらは現状に合わせて大崎南学校給食センターの状況を書き込んでいるというところです。

鹿野副参事 表につきましては、同じように年次を変更しているところです。

78ページです。Gエリアにつきましても同じように年次を変更しているというところですか。

79ページになります。最後になりますが、「推進手法」の部分です。「推進手法」の「前期計画」の一番下の部分ですが、南給食センターの部分で「配送エリアを拡大する」となっておりますが「調理能力に応じ、配送先を拡大する」と変更したというところですか。

81ページを見ていただきたいと思います。これは学校給食基本構想から転記したものです。ただ現状と合わないところがありますので、こちらについては提案の時に変更したいというところですか。

続きましては、小学校の21番に川北分校が入っておりますので、この部分は訂正していきたいと思います。または幼稚園の鹿島台第三幼稚園という部分もまだ載っている状況なので、訂正して注釈を入れていきたいと考えているところですか。

以上、説明を終わります。

委員長 学校給食について、何かご意見ありますか。

戸島委員 東大崎幼稚園は平成25年から休園するでいいですか。前の統廃合の部分では、統合と書いてあったので、休園の間違ひではなかったのかなと思ったのですが。38ページの平成25年度から統合と書いてあります。統合と言っていいのですか、休園ではなくて。正確には休園ですか。

鹿野副参事 はい、そうです。

戸島委員 38ページを直せばいいです。

鹿野副参事 はい、分かりました。

委員長 給食について何かありますか。

生涯学習課長 72ページに鳴子幼稚園が休園して川渡幼稚園と統合とあり、下の方にも鳴子温泉地域の完全給食化の下に統合とありますが、合同保育という言葉でなくてよろしいのですか。実質統合なんですけど、統合だと廃園しなくてはいけないので、その部分を確認お願いします。

委員長 幼稚園に関わるところの休園する幼稚園は、休園と統合を調査してみてください。

鹿野副参事 はい、分かりました。

委員長 給食問題については、かなり議論がありましたので、大きくは変わるものではないと思います。

委員長 他に質疑はありませんか。

学校教育課長 71ページの放射能の問題で、より安全な食材の確保ということを苦肉の策で担当の方がここに入れたのですが、現状として入れたのはいいのですが、これに対する解決策が何処にも明記になっていないものですから、表現の場所をもうひと捻りしなくてはいけないかと感じました。

戸島委員 この現状の求められている続きに、今行っている対策が加わればいいのではないかなと思います。

委員長 では、ここの部分も次回に行いましょう。

委員 長

その他、給食について何かございませんか。

委員 長

ないようなので、次に入ります。

鹿野副参事

それでは「第8項 教育施設設備の計画的整備」、83ページからになります。資料につきましては、8ページのNO.90からになります。84ページをお開きください。将来像としては「○安全・安心な教育施設で子どもたちが学習できるように、計画的な施設整備が行われている。」、「○緑に囲まれた環境で、子どもたちが生き生きと学習している。」の2項目です。「①教育施設の耐震補強・大規模改造工事の実施について」です。こちらについては、全文変えています。震災の工事の状況、工事の進捗状況において前の部分と大分変わっているというところがありますので、施設管理から確認をいたしまして、現状に合わせて訂正をしているというところです。

次に85ページの「課題と具体的方策」について変更はありません。

「②長期的な施設整備計画の策定と計画的実施」についてですが、こちらについては審議会の方から学校は災害時において地域の防災拠点としての役割も重要なことから、より安全性の高い施設整備と合わせて災害用の備品の管理や備蓄体制を図るべきであるという答申をいただいています。

それによりまして「また、学校は災害時において、地域の防災拠点としての役割も重要視されており、安全性の確保と併せて、防災用備品の完備や備蓄体制も検討している。」

86ページについては、一番最後のところに「屋外教育環境施設整備における緑化推進」のところを一字、「地域との関わりを深め」と一字加えてあります。

87ページの「推進手法」ですが、「前期計画」の2つ目ですが、「古川第一小学校木造校舎の改築をはじめとする施設整備に着手する。」と書いていたものを「児童数の推移及び統廃合を見据えた施設整備計画に着手する。」と改めて訂正しているというところです。

84ページになりますが、鹿島台小学校屋体棟ですが、「危険建築物」となっておりますが「危険改築物」となります。

また、敷玉小学校屋体についても同じように「危険改築物」と改めさせていただきました。

以上、説明を終わります。

委員 長

質疑はありませんか。

戸島委員

84ページの真ん中の「現状」を書き換えた部分なんですけど、古川第一小学校と古川東中学校については具体的な完成期日が書いていないが、他のは平成24年1月整備中とか整備予定と書いてあるので、古川第一小学校も古川東中学校も具体的な数字期日を入れた方がいいのではないかと思います。

委員 長

はい、そうです。これは決まっていることです。

戸島委員

早期完成を目指しているとは、書いてあるのですが完成期日が決まっていることなら期日を入れた方がいいと思います。

教育総務課長

それでは、古川第一小学校は、24年度中、古川東中学校は25年度中の完成を目指していると文言を加えたいと思います。

委員 長

他に質疑はありませんか。

戸島委員

幼稚園の事は、ここには書かないのですか。前にも確認してあるんですが、次

の項目で3つの幼稚園でも被害があって災害復旧工事に取り組んでいると書いてあるので、3つの幼稚園という文言を取った方がいいのではないかと思います。ここで幼稚園と書くと幼稚園の事を述べるといった感じになります。

委員 長 そうです。ここは、整理した方がいいです。被害別みたいなどころがあるので、「幼・小・中の主なる物」といったように。

教 育 長 幼・小・中の被害は出せるけど幼稚園は将来像は出せないです。これは、次長、課長以下で、もう一度整理していただきたいと思います。

委員 長 本当は、予定されていた耐震補強工事は平成24年度に完了でしたが、東日本大震災の被害で大幅に計画の見直しが必要になっているということです。では、こここのところも整理する必要があります。

委員 長 他に質疑はありませんか。

教 育 長 気になったのですが、86ページの緑化推進が入っています。芝生整備は「事業の拡大化を検討する。」とありますが、拡大化でいいんですか。「具体化」と文言を変えた方がいいのではないですか。

戸 島 委 員 はい、ここは具体化です。

教 育 長 幼稚園のなかよし園が園庭モデルとなって、プラス面、マイナス面を評価しなくてはならない、事業化を推進するかどうかを検討しなくてはいけない。

委員 長 「実施の際は幼稚園の園庭をモデル事業とし」というのは具体化ですか。かなり老朽化しています。ここで、「幼稚園の園庭をモデル事業化する」という文言は、取ってしまって、考慮すべきから「一定の評価期間後に事業化を検討する」でどうですか。

鹿 野 副 参 事 芝生整備の部分なんですけど、モデル事業も全部取ると一定の評価期間も何もないと思うんです。モデル園がなくなるので。なので面積要件も考慮すべきことから「今後、検討する」とか「すべき事から検討していく」ということくらいしか、なくなるかなと思います。

教 育 長 鹿島台のなかよし園で、目指す地域の人達が一生懸命お手伝いをしていると、こんなに素晴らしいことはないんだということで、こういう御意見を議員さんからいただきました。

でも、これは地域の方々のご理解とか、どこまで長く続けられるのかという問題もありますので、地域の人達がお手伝いすることで進められるのだということです。実際に夏の暑い時期に職員、各支局の人達が管理に安定的に来てやっていただけるかは難しいのか、芝の面積あたりどれ位費用が掛かるのか、そこまで検討はしていないのは現状です。

今、宮沢地区のゆめのさと幼稚園の芝の生育状況について調べているのですが、まだ、その程度の事です。どの、学校にどの芝があるのか土壌条件もあるでしょうし気候条件もあるでしょうし、なかなか難しい。宮沢地区の幼稚園で芝の生育が良くても鳴子で良いとは限らないでしょうし、管理が難しい。だから今、進めるというのは、なかなか書きにくいと私は思っているのです。

学校教育課長 今、芝生の問題が出ていますが「推進手法」のところ「前期計画」の最後の

方に小中学校に限っているんですが、「市立小・中学校の緑化推進計画策定に着手する。」とありますので、これをこの芝生化とも結びつけて、最後の2行「面積要件も考慮すべきことから、モデル事業を実施し、一定の評価機関後に事業の拡大化を検討する。」という様なことだと収まりがよいのではないかと思います。

戸島委員

前期計画に小中学校と限ってはあるんですが、緑化計画の中に幼稚園の園庭の芝生化というのを入れれば、モデル事業は何かを検証する支援はしなくてはならない事かなと思います。

委員長

幼稚園の園庭の芝生化は、当初から出てきた事です。

生涯学習課長

最初は、学校だったのですが、校庭は面積が広い為に芝生を植えると一定区間は、運動も何も出来なくなるという事になりますので、幼稚園の方がいいのではないかといいことで、幼稚園では、あまりやりたくないということで、にじの子幼稚園などモデル園も考えたことこともあったのですが、園長先生の反対を受けて、なかなか出来なくて、たまたま園舎がなくなった、ゆめのさと幼稚園の跡地に四種類の芝を植えて生育状況を観察しました。なかよし園の場合は、大崎市では暖かい方に位置するという事で、生育状況はかなり良かったです。先ほどから話が出てましたが、芝が出始めてからは、保護者の方や地域の方が一生懸命になるんです。ただ、問題はその後5、6年経ってからどうなるかということなんです。いい例が、美里町でして、かつて中塚小学校で、PTAが一生懸命になって芝を植えたのですが、代替わりしたら前のPTA会長さんが取組んだものだからということで、まったく手付かずの状態、害虫は発生するし、雑草は出てくるしで、かなり困っています。美里町では、職員が一切手を付けず教育委員会の学校管理が来て全部やっているということです。そういう管理でいいのかなと思うこともあったんです。芝を張ったはいいのですが、その後が問題です。管理も見極めて慎重に取組んでいかないと大変なことになると思います。

鹿野副参事

この「推進手法」の中で緑化推進計画策定という部分もありましたので、今年ですね、まだ全部、皆さんの方に渡してはいないんですが、小中学校方からのアンケートを取っているところです。芝を植えたいかどうか、または、一部なのか、全部なのか、面積どの位なのか、もし、すると何かが問題なのか、また、しない理由は何かという形でアンケートを取っています。事務方の方だけで、こうしたいと言っても、やはり現場サイドの直接の意見とかが、やはり重要視されなくてはいけないというところもありますので、本当に今、まだ未確定の中から今後、検討していく部分を具体的の方策という形で、表現していきたいと思っています現状です。

委員長

それでは、ご理解いただきたいと思います。

委員長

それでは、施設関係の質疑は他にありますか。

戸島委員

85ページの増改築の部分なんですが、現状で被災状況と大規模改造工事のことを述べてはいるんですが、増改築についても具体的な動きを多少出ているようですが、それも、今まで流れを具体的な計画は書くという流れになっていますが、増築した部分も、現在計画されている部分については、付け加えて書いたほうが良いのではないかと思います。増築が行われているのは、どこの学校だったのでしょうか。

委員長

増築を行っているのは古川第四小学校と古川第五小学校です。今、増築している学校も入れたほうがいいですね。

委員長

では「①教育施設の耐震補強・大規模改造工事の実施」を全体的に直します。

委員長

では、第9項と10項を一緒にやります。

鹿野副参事

それでは「第9項 園児及び児童生徒の危機管理体制構築」、89ページからになります。資料につきましては、9ページ、NO.97です。90ページをお開きください。「将来像」は「○子どもたちにとって安全・安心な教育施設として整備されている。」、「○子どもたちを危険から回避するために、教職員や地域住民の意識向上と体制づくりが図られている。」の2つでございます。

「①園舎、校舎等の安全確保対策」についてですが、こちらについては、二重線になっているところ若干の文言訂正を行ったところです。

91ページになります「②園内、校内における教職員の危機管理対策」についてですが、特に中段以降に、「なお、東日本大震災を教訓に」の文言を加えたというところです。

危機管理体制につきましては、審議会の方からは東日本大震災を教訓に学校・家庭・地域でそれぞれの役割分担を明確にし、あらゆる事柄について、自助努力を含めた備えを行うことが肝要である。よって学校においても災害への備えを万全としておく体勢を市全体で構築することを指針に明記するべきである。また、推進手法については、学校支援地域本部について、一般的に周知されたことではないので、事業内容も回避すべきだとお話を受けたことも踏まえてここに入れたというところです。

次に92ページをお開きください。「③園内、校内における危機管理対策」ですが、こちらの方は「現状」の直ぐ下に「園外、校外における危機管理体制については、学校、保護者のみならず、地域住民をはじめとして、多くの方々の協力のもと、下記のとおり、各方面から安全安心の対策、確保が図られている。」というふうに加え、後は箇条書きにしているというところです。

93ページは、変更はございません。

次に94ページです。こちらにつきましては、94ページの一番上の表を新しく加えたというところです。「◇大災害における危機管理体制」ということで「平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓に、あらゆることを想定した、子どもたちの安全確保への体制づくりを構築する必要がある。」ということで、その具体的方策を2つ述べているところです。

それから、94ページの「推進手法」ですが、こちらにつきましては、後期計画の方で、先ほど審議会の方からありましたように、学校支援地域本部の部分の前段に「地域住民が学校支援を行うための体制をサポートする」というように入れ込んだというところです。

次に95ページ「第10項 地域との連携強化」です。こちらについては9ページのNO.105からが訂正資料になっております。

96ページをお開きください。「第10項 地域との連携強化」につきましては「将来像」は「○学校が地域社会と融合し、子どもたちが地域の支えられ学び育っている。」としています。

「①学校支援の仕組みづくり」ですが、「現状」の下に「子どもたちは、地域に支えられ学び育っている現状にあり、各種交流事業への参加や学習指導への協力、安全対策にも一役を担っていただき、常に地域住民の方々に見守っていただいている。主な活動は下記のとおりである。」と箇条書きにしているところです。

また、一番下には「また、学校は、これまでは「地域に支えられる学校」という認識であったが、学校が災害の避難場所との位置づけもあることから同時に「地域を支える学校」との認識も加わっている現状である。」と書き加えています。

鹿野副参事

これは、審議会の方から、これまで地域に支えられているという学校の認識で

あったが、同時に地域を支える学校との認識を加え地域との相互関係を構築する必要がある。学校と家庭・学校と地域の連携をどのように構築するか難しいところではあるが、学校の状況を地域の方々に共有していただくように、情報発信するなど、常に繋がりを持つことが必要であり、平成24年度以降、学校へ配置が検討されている防災担当教員の役割も重要となり、一例を挙げると学校行事に具体の災害を想定した合宿を企画するなど、地域の方々と一緒に実践を加えた災害訓練学習を行うなどを提案すると審議会から答申をいただいているものです。

97ページは、訂正はありません。

98ページについても訂正はありません。

99ページになりますが、こちらについては、学校評議員制度を新たに加えたということです。災害時の避難場所として学校の役割を文章化して、加えたということです。

以上「推進手法」については、そのままということで、説明を終わります。

委員 長 それでは、第9項と第10項、一緒に説明を行いました。質疑はありませんか。

委員 長 地域を支える学校というのは、災害時の避難場所ということに、学校のもつ教育資源・教育力というのは、私はあると思うのです。昔からやっている事を、今も行っているのです。これも地域を支える学校の役割だと思うのです。災害時の避難場所としてもですが、更に地域を支える学校というのを考えていかななくてはならない、検討していかななくてはならないというのが必要な気がします。

教 育 長 私も賛成なんです。文章「災害時の避難場所としての位置づけだけではない」これは取った方がいい。いっぱい書かなくてはいけない。地域と学校は双方向的でなくてはいけないのです。

例えば、学童保育や放課後児童クラブの教室解放というのが、当然だと思っていなくてはいけないし、次のページにもあるんですが、98ページの「◇地域に開かれた学校づくり」の中に「学校の余裕教室」と書いてありますが、余裕など無いと言ってますので、これも余裕を取った方がいいと思います。

98ページの上を書いてあるように地域住民の図書館の活用ももっと、積極的に行なわなくてはならないし、地域の開かれた学校づくりとは、地域を支え一体の物だと思います。ここの所の文章表現をもう少し考えた方がいいと思います。

委員 長 教育長から話のあった余裕教室という表現ですが、これまで学校は一貫として余裕教室は42校無いと言ってます。何に使っているのか、これから使うのか。学校施設を最大限に活用する、学童保育などに使えるように検討するなど文章に追加する。

教 育 長 市教委の方針だと学校の方に告げないと進まない。

戸 島 委 員 「第10項 地域との連携強化」の「将来像」ですが、県の社会教育委員の会議の中で話し合われたことですが、子どもたちが地域に支えられて、学び育っていると共に社会の一員として、地域活動に参加している姿が望ましいのではないかと会議で出たんです。その辺も「将来像」に盛り込めたらと思います。

委員 長 そうすると、課題のところでも地域に開かれた学校づくりの具体的方策のところ上から1から2段目は施設開放の事を言っているのです。

委員 長 他に、質疑ございませんか。

教 育 長 これは、地域に支えられる学校と地域に開かれた学校は重なるイメージです

	<p>か。それとも繋がるイメージですか。支えられる学校と地域に開かれた学校というのは、地域を支えるという言葉がでてきたので、あえて聞くのですが。これまでは、開かれた学校という言葉を使ってきて、地域との融合を目指して、開かれた学校であり、地域を支える学校でありという感じですか。</p>
委 員 長	<p>開かれた学校というより、地域を支える学校でもいいのではないですか。</p>
委 員 長	<p>開かれた学校というより地域を支える学校の方が突っ込んだ感じになります。98ページのこれは。地域に開かれたのは支える学校でもいいのではないか。学校という城をどうぞ使っていいと利用させてきたという発想です。そうではなく学校教育に支障がない限り、積極的に地域に役立っていくのが学校だと思うのです。</p>
委 員 長	<p>その中に地域の災害時に避難場所の役割などあるのだろうし、あるいは、学校から発信する病気など災害などあると思います。</p>
小 高 委 員	<p>10項を読みますと建物としての学校と人的活動としての学校がごっちゃになっていて、それで混乱しているという部分もあると思います。災害の避難所というのは、あくまでも生徒としての学校だと思うのです。それが、相手によっては、人的な活動となり、答申書の中身は建物の事ばかり言っているわけではなくて、人的な繋がりの中で、やりましょうとっているのが、これが一緒になっているので分かりにくくなっている。建物としての学校と生徒と地域の方々の繋がり、学校活動が一緒になっているから分かりにくいので使い分ければ、分かりやすくなると思います。</p>
委 員 長	<p>今、小高委員さんが言っている事だと思うのです。それを一つの部屋にするには、あまり時間はないですが、それでなくても今まで訂正など、お願いしたきたことがあるので、後2週間です。</p> <p>避難所での食べ物だけではないのです。教職員が管理しなくてはいけないのです。管理だけではなく運営まで入り込んでいかないといけないのです。</p>
小 高 委 員	<p>第9項のネットランチャーというのは、具体的な商品名なので変えた方がいいと思います。94ページの注釈のところに書いてあるのもメーカーの説明をそのままです。ネットからの引用は、今問題になっているところなので、注釈の部分はここだけでなく、全部見直していただくと有難いです。</p>
星 参 事	<p>99ページですが、災害時の避難としての学校の役割の具体的の方策の2段階目ですが、県教育委員会で、今後学校の配置が検討されているというのは、ほとんど決まっているという「防災担当教員」を配置して、更に地域防災計画と連動した防災訓練を実施しているとなっていますので、新しい情報の計画を。それから、推進手法の事業計画の3段階目に学校評議員制度を導入するとありますが、かなり古いので、学校評議員制度や外部学校評価を活かし、安全、安心な学校づくりを導入する、ではどうでしょう。</p>
鹿 野 副 参 事	<p>各分野確認しながら、みなさんで作り上げていきたいと思います。</p>
委 員 長	<p>以上で質疑がなければ、本日の教育委員会臨時会を終了いたします。</p>
閉 会	<p>この会議録の作成者は次のとおりである。</p> <p>教育総務課 総務担当 係長 高橋 泰彦</p> <p>上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。</p> <p>平成 年 月 日</p>

委員 長

署名委員
